

所得に応じて居住費・食費の軽減を受けられる方

【下表の利用者負担段階が「第1段階」から「第3段階①、②」に該当する方】

◎認定要件

- ・配偶者が課税されていないこと
- ・預貯金等が一定額以下であること

(預貯金等については利用者負担段階により基準額が異なっております。次の表でご確認ください。)

◎平成28年8月から非課税年金(遺族年金・障害年金等)も含めて判定します

利用者負担段階	年金収入等	預貯金等
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等(市町村民税世帯非課税)	単身世帯:1,000万円以下 夫婦 :2,000万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」「非課税年金収入額」の合計が80万円以下の方等 非課税年金:障害年金や遺族年金(寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む)	単身世帯: 650万円以下 夫婦 :1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第2段階に該当しない方等 (課税年金収入等が80万円超120万円未満の方等)	単身世帯: 550万円以下 夫婦 :1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第2段階に該当しない方等 (課税年金収入等が120万円超の方等)	単身世帯: 500万円以下 夫婦 :1,500万円以下
第4段階	上記以外の方(市町村民税世帯課税者・市町村民税本人課税者等)	

※「預貯金等」に含まれるもの＝預貯金、有価証券、投資信託、現金等

【所得に応じた居住費・食費の負担限度額(日額)】

利用者負担段階	食事代(1日)	滞在費(1日)	日 額
第1段階	300円	490円	790円
第2段階	600円	490円	1,090円
第3段階①	1,000円	1,310円	2,310円
第3段階②	1,300円	1,310円	2,610円
第4段階	1,500円	1,668円	3,168円

※特養空床利用の場合、滞在費が異なります。第1段階 820円 第2段階 820円 第3段階 1,310円 第4段階 2,006円

【介護保険利用料の目安(日額)】

[加算込み] ユニット型個室的多床室

	利用者負担割合 1割		利用者負担割合 2割		利用者負担割合 3割	
	送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし
要支援1	840円	630円	1,670円	1,250円	2,500円	1,870円
要支援2	980円	770円	1,960円	1,540円	2,940円	2,300円
要介護1	1,060円	850円	2,110円	1,690円	3,170円	2,530円
要介護2	1,140円	930円	2,270円	1,850円	3,400円	2,770円
要介護3	1,220円	1,010円	2,440円	2,020円	3,660円	3,020円
要介護4	1,300円	1,090円	2,600円	2,180円	3,900円	3,270円
要介護5	1,380円	1,170円	2,750円	2,330円	4,130円	3,490円

加算: サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ、夜勤職員配置加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

新型コロナウイルス感染症対応加算(令和3年9月30日までの加算)

※特養空床利用の場合、看護体制加算が追加になります。

【その他】※該当の方のみ

- ・テレビ使用料…100円/1日
- ・その他電気製品(1台)…50円/1日
- ・理美容代…実費
- ・レクリエーション費用…実費